

令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金
(こども加算)申請書(請求書)(申請を必要とする場合)

市受付印

(宛先) 東大阪市長

1. 申請者(世帯主) ※令和5年12月1日時点の世帯主を記載してください。

申請日: 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所・連絡先 ※平日9時から17時30分の間に連絡がつく電話番号を記入してください。
	明治・大正・昭和・平成 西暦 年 月 日	電話番号 ()

2. 対象児童 ※こども加算を受給していない児童についてのみ記載してください。

- 令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金を受け取った世帯主の方で、18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童にかかる「こども加算」を受給していない方が申請できます。
- すでに対象児童にかかる「こども加算」を他の世帯主が受給していない場合に限りです。
- 「こども加算」は、物価高騰対策給付金を支給した自治体から支給されます。令和5年12月2日以降に東大阪市へ転入された方は、令和5年12月1日時点で住民票のあった自治体にお問い合わせください。

	フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	住所(申請者と住所が異なる場合のみ記載) ※記載した場合は、対象児童の世帯全員の住民票を提出してください。
1			平成・令和 西暦 年 月 日	
2			平成・令和 西暦 年 月 日	
3			平成・令和 西暦 年 月 日	
4			平成・令和 西暦 年 月 日	

3. 誓約・同意事項

※ ①から⑧全ての項目を確認し、チェック(☑)してください。チェックがない場合、給付金を受け取ることができません。

 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(以下「給付金」という。)を受給した。
- ② 対象児童について、令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)を受給済ではありません。受給していた場合には、当該給付金を返還します。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、東大阪市(以下「市」という。)が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月30日までに、市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧ (対象児童について、同一世帯でない場合)対象児童の世帯に「こども加算」の支給対象者はおらず、申請者と対象児童は生計を同一としています。

(裏面に続きます)

4. 振込口座

- 令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金が振込まれた口座へ振込みます。
- 物価高騰対策給付金が振込まれた口座が解約・凍結などにより使えない方は、別紙口座変更届を提出してください。

提出書類

※提出前に必ず確認し、チェック(☑)してください。提出書類に漏れがある場合、給付金を受け取ることができません。

- 『令和5年度東大阪市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(こども加算)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)

※ 必要事項を記入してください。

- 令和5年12月2日以降に他市区町村へ転出された方は、現在お住まいの市区町村が発行する『住民票』

- 申請者の住所と対象児童の住所が異なる場合は、対象児童の世帯全員の『住民票』および『戸籍謄本』

※ 他市に住んでいる児童の世帯状況と親子関係の確認のために必要です。ただし、対象児童の住所が東大阪市の場合は省略できます。

- 『申請者の本人確認書類のコピー』

※ 申請者の健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、運転免許証、運転免許経歴証明書、マイナンバーカードの表面、パスポート、生活保護受給者証等のコピー(いずれか1つ)を添付してください。

※本給付金の申請期限は令和6年8月30日(金)(当日消印有効)です。
申請期限終了後の申請は受付できませんので、ご注意ください。